

のびるくん Select 保証規程

本書（以下「本規程」といいます）は、表面に記載されたサービス登録機器（以下「登録機器」といいます）について、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社（以下「Dsas」といいます）、ヤマト運輸株式会社（以下「YTC」といいます）及びSOMPOシティ株式会社（以下「SWT」といいます）、Dsas及びYTCと併せて「サービス提供者」といいます）が提供する本保証（第1条に定義します）の内容を規定するものです。尚、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程に同意いただいたものとみなします。

1. (定義)
本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。
1) 登録機器：本保証が提供する本保証を提供するPC等の機器で以下を条件とします。なお、登録機器のメーカー及び機種は「サービス提供者が指定するもの」とし、指定外の登録機器については本保証の対象となりません。
① デスクトップ型の別売ディスプレイ、別売のPC本体、ノート型、一体型、タブレット型は、それぞれ単体を登録機器として。
② デスクトップ型のPC本体とディスプレイのセット販売型であり、又は、デスクトップ型の別売ディスプレイと別売のPC本体について本保証の対象とならない場合は、それぞれ1セットを登録機器とします。
③ 上記のディスプレイの大きさは、30型未満であることとします。

2) 本保証：保証期間（9）に定義します中に登録機器（9）で自然故障（10）に定義した場合、本規程に基づき、サービス提供者が当該故障の修理（以下「修理保証」といいます）、又は代替品（7）に交換します）への交換（以下「代替品の提供」といいます）を実施することをいいます。
3) お客様：本保証に②（申し込みの手續き）の1）の方法で申し込み、サービス提供者がこれを承諾した者をいいます。
4) ユーザー同意書：お客様が本保証の申し込みにあたり使用する書類であり、お客様情報及び登録機器の情報の記入又は入力を行います。
5) 保証書：本保証の加入証明書をいいます。
6) 修理依頼書：登録機器が故障又は破損した場合、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者へ修理を依頼する書類をいいます。
7) 代替品：サービス提供者が登録機器と同じ性能をもつ類似製品をいいます。
8) メーカー保証：登録機器のメーカーが登録機器と付する保証をいいます。本保証の申し込みは、メーカー保証期間が1年以上ある製品に限定します。
9) 保証期間：本保証をサービス提供者が実施する期間をい、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了日記載の日までの期間とします。
10) 自然故障：登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意事項に従って正しく使用したにもかかわらず、登録機器に生じた故障であり、かつ、メーカーの保証規定にて保証の対象となる故障（以下「メーカー責任故障」といいます）のうち、「13.（保証の対象とならない場合-その1）」及び「14.（保証の対象とならない場合-その2）」に該当しない故障をいいます。サービス提供者は、修理委託先（サービス提供者を含み、製品ごとによりサービス提供者がその設置で管理するものとします。以下同じ）によるメーカー責任故障であるかどうかの診断に基づき「13.（保証の対象とならない場合-その1）」及び「14.（保証の対象とならない場合-その2）」の規定に基づき本保証の提供可否を判断するものとします。
11) 全損：「自然故障」の見積修理代金（12）に定義します保証限度額（13）に定義します）を超過する故障をいいます。
12) 見積修理代金：お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定の上お客様に提示する金額をいいます。
13) 保証限度額（消費税込）：保証書の「保証上限金額」欄に記載した金額であり、本保証における修理費用の限度額をいいます。
14) 出張修理費：製品に自然故障が発生した場合に、メーカーの修理部門が登録機器を設置する場所に訪問し、修理を行うことをいいます。
15) 引取修理費：製品に自然故障が発生した場合に、メーカー指定の運送会社を利用して製品を回収し、修理を行うことをいいます。
16) 出張・引取対象製品：メーカーが、当該製品のみ出張又は引取修理を行うことを定めた製品をいいます。

2. (申し込みの手續き)
1) 本保証をご利用頂くには、開梱された後のユーザー同意書の登録方法に従い、保証情報を登録してください。サービス提供者で内容確認後、本保証をご利用出来る「ユーザー」として登録の上、「サービス」にて登録の上、お客様に届くには電話方法にて「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付をもって、サービス提供者がお客様に対し本保証を行うことを承諾したものとします。
2) サービス提供者は、以下に該当する場合、お客様からのお申込みを承諾しない場合がございます。この場合、サービス提供者はユーザー同意書を受け取ってから30日以内にサービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。
① お客様が存在しない、あるいは偽名を使用しているとき。
② お客様の申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
③ ユーザー同意書の保証内容確認と重要な事項の同意の押印がないとき。
3) 登録機器購入日から30日以内に、本条1項で定める申込みが確認出来ない場合には、本保証をご利用頂けない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払い頂いた代金を返金いたします。

3. (保証内容)
1) 本保証への加入可能な期間は、登録機器購入日から10ヶ月以内に限るものとします。
2) 保証期間は、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了日までの期間とします。
3) 保証期間中に登録機器に「自然故障」が生じた場合は、本規程末尾記載のサービス提供者「お客様窓口」に連絡頂き、当該修理者からのご指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金を登録機器の保証限度額範囲内の故障であれば、保証期間中に当該故障を無料で修理いたします。依頼の記録、記録簿、メーカー純正でなる部品及び付加物は、事前に登録機器から取り外し、登録機器を保証書と修理依頼書と共にサービス提供者に修理をご依頼ください。登録機器、部品及び付加物は、万一が記録又は付された状態で見送られた場合には、サービス提供者はこれら記録簿、部品及び付加物について一切の責任を負いません。
4) 登録機器が、出張・引取対象製品である場合に限り、修理委託先が出張修理又は引取修理を行います。この場合の出送料・引取り料は本保証に含まれます。出張・引取対象製品の場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より登録機器を送り頂いた上で修理委託先が修理を行います。この場合の往復の送料は本保証に含まれます。
5) 見積修理代金登録機器の保証限度額以上となる場合であっても、その超過分をご負担頂く場合は修理を承ります。この場合には当該修理をもって本保証が終了となり代替品の提供はありません。尚、事前にサービス提供者の了解を得ずして他社に修理を依頼された場合は、本保証の対象とはなりません。

4. (受付時間)
サービス提供者が修理の受け付け又は本保証に関する問い合わせの受付付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の午前10時から午後7時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休業日は除くものとします。

5. (修理依頼)
1) 本保証に基づき自然故障の修理を依頼される場合は、「3. (保証内容)」の3)所定の年限に達しないサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。
2) サービス提供者は、自己の責任と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、又は一部を第三者に委託することが出来るものとし、お客様はこれを予め承諾するものとします。
3) メーカー保証期間中に登録機器に発生したメーカー保証の対象となる故障は、「お客様窓口」を経由し、メーカーに修理の依頼を行うことができます。この場合、「3. (保証内容)」の4)記載の発送及び引取りに係る送料は、サービス提供者の負担となります。但し、メーカー保証及び本保証に定める条件で対象となる故障等は、サービス提供者を経由した場合でも、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様よりサービス提供者からの請求に基づきその費用を支払うものとします。

6. (データ)
1) 修理（出張修理・引取修理を含みます。以下、同じ）に際しては、お預かりの上、個人情報の取り扱いや登録機器にかかる記憶装置のデータ（番号等に関するデータを含みます。以下同じ）のバックアップは、お客様の事前の同意をいただき、万一の事故に備えて、お客様自身でバックアップを実施してください。バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、登録機器にかかる記憶装置のデータをお客様のデータ・ソフトウェア及びプログラムについては、お客様自身で削除してください。
2) サービス提供者が事前に判断した場合に登録機器にかかる記憶装置のデータ、ソフトウェア及びプログラム（以下「データ」といいます）の消去を行うことについては、お客様は事前にご同意いただいたものと、何ら異論を述べないものとします。なお、自然故障の原因及び修理の方法にかかわらず、記憶装置のデータ等の消去、漏洩、損傷等に関するお客様の責任を負いません。
3) お客様がお客様固有のデータ等を削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いかねます。

7. (自然故障に起因する代替品の提供)
登録機器に自然故障が生じた場合、かつ修理委託先がより全損の認定がなされた場合は、代替品の提供により、修理に代えて承ります。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も同じとします。但し、保証期間中の修理、代替品の提供がしいサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入金額の一部の負担を承ります。お客様にご負担頂く金額は、代替品の購入価格と保証限度額の差額となります。また、代替品提供の購入にかかる差額をサービス提供者にお支払い頂く場合の振込手数料等については、お客様の負担となります。尚、このら所費の費用をお客様がご負担頂けない場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者が指定する条件で、修理依頼のあった登録機器をお客様に返戻いたしますが、お客様の受領拒否などやむを得ない事情がある場合に限りサービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

8. (代替品への保証について)
1) 新品に基づきサービス提供者が提供した代替品には、本保証は適用されません。ただし、メーカー保証が適用されるものとします。
2) 代替品の提供にあたっては、お客様はサービス提供者に対し記載された製品名、品番その他の指定を行うことと出来るものとします。
3) 本保証に基づき代替品の提供により、本保証は終了します。出張修理対象製品については、代替品が提供された場合でも、本製品の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、出張修理対象製品以外の登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えに何れかのサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することが出来るものとします。

9. (失効)
次の場合、本保証に基づく保証は失効するものとします。
1) 保証期間が終了したとき。
2) 「7. (自然故障に起因する代替品の提供)」に基づく代替品が提供されたとき。
3) 保証期間終了後、第三者に対し登録機器を贈与、又は譲渡されたとき。
4) メーカーの倒産、事業撤退、修理部門の供給停止、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行うことができず（事業承継等により、メーカーと同水準・同条件で修理を行う者が存在する場合を除きます）、サービス提供者が代替品を提供した場合（代替品の提供については第7条の定めを準用します）。

10. (通知)
登録機器の初期不良等の理由により、交換品（新品のものとし、以下同じ）がメーカー又は販売店から提供された場合は、サービス提供者「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対応変更手続きを行います。当該通知がサービス提供者へ行われなかった場合、保証を受けられないことがございますのでご注意ください。また、交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証日は変更されません。

11. (保証条件)
次の場合には、保証期間中でも本保証の対象とはなりません。
1) サービス提供者の事前の了解なく他社で修理されたとき。
2) 修理の際、保証書の提示がないとき。
3) 保証書に必要記載事項の記入がない場合、あるいは文字を書き換えられたか、書き加えられたとき。
4) 登録機器購入後に勝手に取り付けた付加物（メーカー純正品を含む）の故障、又はこれら付加物に起因する故障。
5) 本保証規程の12.（保証対象外の費用等）、13.（保証の対象とならない場合-その1）、14.（保証の対象とならない場合-その2）」に該当する場合。

12. (保証対象外の費用等)
次に挙げる費用は、本保証の対象となりません。
1) 登録機器の修理においてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
2) 登録機器の補助記憶装置交換や搭載補助記憶装置におけるエッジ出荷時の状態からパーティション及びファイルシステムの変更を行った場合に伴う再インストール費用。
3) 登録機器のオーバホール（具体的症状が発生していない登録機器の点検、部品交換等）費用。
4) 修理期間中のレンタル料金等、修理代金以外の費用。

13. (保証の対象とならない場合-その1)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 戦争・外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他どこかに類似の事象に起因する登録機器に生じた故障又は損害。
2) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

14. (保証の対象とならない場合-その2)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

15. (保証の対象とならない場合-その3)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

16. (保証の対象とならない場合-その4)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

17. (保証の対象とならない場合-その5)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

18. (保証の対象とならない場合-その6)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

19. (保証の対象とならない場合-その7)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

20. (保証の対象とならない場合-その8)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

21. (保証の対象とならない場合-その9)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

22. (保証の対象とならない場合-その10)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

23. (保証の対象とならない場合-その11)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

24. (保証の対象とならない場合-その12)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

25. (保証の対象とならない場合-その13)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

26. (保証の対象とならない場合-その14)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

27. (保証の対象とならない場合-その15)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

28. (保証の対象とならない場合-その16)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

29. (保証の対象とならない場合-その17)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

30. (保証の対象とならない場合-その18)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

31. (保証の対象とならない場合-その19)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

32. (保証の対象とならない場合-その20)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

33. (保証の対象とならない場合-その21)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

34. (保証の対象とならない場合-その22)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

35. (保証の対象とならない場合-その23)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

36. (保証の対象とならない場合-その24)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

37. (保証の対象とならない場合-その25)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

38. (保証の対象とならない場合-その26)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

39. (保証の対象とならない場合-その27)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

40. (保証の対象とならない場合-その28)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

41. (保証の対象とならない場合-その29)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

42. (保証の対象とならない場合-その30)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

43. (保証の対象とならない場合-その31)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

44. (保証の対象とならない場合-その32)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

45. (保証の対象とならない場合-その33)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

46. (保証の対象とならない場合-その34)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

47. (保証の対象とならない場合-その35)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

48. (保証の対象とならない場合-その36)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

49. (保証の対象とならない場合-その37)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

50. (保証の対象とならない場合-その38)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

51. (保証の対象とならない場合-その39)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

52. (保証の対象とならない場合-その40)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

53. (保証の対象とならない場合-その41)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

54. (保証の対象とならない場合-その42)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

55. (保証の対象とならない場合-その43)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

56. (保証の対象とならない場合-その44)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

57. (保証の対象とならない場合-その45)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

58. (保証の対象とならない場合-その46)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

59. (保証の対象とならない場合-その47)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

60. (保証の対象とならない場合-その48)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

61. (保証の対象とならない場合-その49)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

62. (保証の対象とならない場合-その50)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

63. (保証の対象とならない場合-その51)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

64. (保証の対象とならない場合-その52)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

65. (保証の対象とならない場合-その53)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

66. (保証の対象とならない場合-その54)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

67. (保証の対象とならない場合-その55)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

68. (保証の対象とならない場合-その56)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

69. (保証の対象とならない場合-その57)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

70. (保証の対象とならない場合-その58)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

71. (保証の対象とならない場合-その59)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

72. (保証の対象とならない場合-その60)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

73. (保証の対象とならない場合-その61)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

74. (保証の対象とならない場合-その62)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

75. (保証の対象とならない場合-その63)
直接に関与する、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
1) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。